

(生涯学習団体活動支援事業)

1 事業の目的

朝来市は、「人と人がつながり 幸せが循環するまち ～対話で拓く朝来市の未来～」を将来像として、人口減少の新たな時代を見据え、持続可能なまちづくりを目指しています。

地域全体として持続可能性を高めるためには、地域の多様なつながりと交流を促進し、市民一人ひとりが得意分野や興味関心を地域で主体的に生かしながら、地域課題の解決に向かって力を発揮できる体制づくりが必要です。

この事業は、市民が趣味や特技等を活かした活動を行うための生涯学習団体の初期活動に対して、活動費の一部を補助することにより、生涯学習活動が団体として継続する後押しを行い、生涯学習活動から市民活動につながる団体の育成を図ることを目的とします。

2 補助対象事業

本事業は、市民の皆さんが新たにスタートした生涯学習団体の継続や発展のお手伝いをするものです。

生涯学習団体が事業承認決定日から令和8年3月31日までの間に行う活動を軌道に乗せるための事業で、おおむね次に掲げるものに対して補助を行います。

- (1) 団体設立に関する事業
- (2) 研究会、講習会等の活動に関する事業
- (3) 調査研究、資料の作成、頒布に関する事業

3 応募できる団体

応募できる団体は、その活動を計画的に行おうとする次の要件に当てはまる団体で、補助金を申請するためだけに構成された実行委員会のような一過性の団体は申請できません。次の全てを満たす設立から3年未満の団体が対象となります。

- (1) 朝来市内に活動拠点があり、主に市内において活動する3人以上で組織した団体であること。
- (2) 学習活動や市民生活の向上や地域活性化、福祉やボランティア推進活動等生涯学習の振興を目的としていること。
- (3) 活動の成果が市民及び他の団体の生涯学習に係る意欲を一層高める効果をもたらすことが期待できるものであること。
- (4) 会則等を持ち、適正な会計処理が行われていること。
- (5) 政治活動、宗教活動、営利活動を主たる目的とした団体でないこと。

- (6) 本市からその他同一趣旨の補助金を受けていないこと。
- (7) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 円滑な活動の実施が期待できるものであること。

4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、申請事業の実施に直接的に必要な経費で、次の表に示すものとします。

科 目	経費の種類
報償費	講師、指導者、専門家などへの謝金、事業協力者への謝礼（交通費含む。） <u>※事業実施団体の構成員に対するものは、対象外経費</u>
需用費	広報用チラシ・ポスター・パンフレットなどの作成費、用紙代などの消耗品代、講師等への昼食代など（ただし、社会通念上妥当と考えられる金額に限る。）
役務費	郵便料、運搬料、電話料、保険料
使用料及び賃借料	会議室・施設・器具・物品・コピー代等の使用料 <u>※市、県等所有の施設で減免のある場合や事業実施団体自らが所有している施設、物品、自動車の使用料、借り上げ料は、対象外経費</u>
委託料	委託料（警備、会場設営等）
その他	その他事業実施に必要な経費であって、社会通念上適切であると認められる経費 <u>※ただし、事前に協議が必要</u>

※ 補助対象経費及び補助金額は、それぞれの額に 1,000 円未満の端数がある場合は切り捨てる。

【補助対象として算入できない経費】

① 個人（参加者、団体構成員）への支給品に係る経費（飲食代、賞品、記念品等）。ただし、熱中症対策のための水分補給に伴う妥当な経費や、食育を目的とした公益的な催しで、参加者に提供される飲食等の商品及び食料は、算入可
② 事業実施団体の事業所等の維持するための経費や経常的な活動に要する経費
③ 事務所設置などの備品
④ 事業協力者への謝礼で 1 日当たり 3,000 円を超える部分
⑤ 講師謝礼のうち、1 日当たり 30,000 円を超える部分

5 補助率、補助金限度額等

補助対象事業費	補助率	補助金限度額
1 事業 2 万円以上	1 年目：7 割以内 2 年目：5 割以内	5 万円

※ 補助対象期間は、1年間です。ただし、事業を継続することが生涯学習の普及及び推進に寄与し、市民生活の向上につながると認められる場合は、1年に限り補助対象期間を延長することができます（要申請・審査）。

6 審査方法

審査は、応募書に基づく書類審査とし、下記の審査基準に従って補助対象事業と補助金交付額を決定します（ただし、予算の範囲内）。

7 審查基準

(1) 趣旨、発展性

本補助金の趣旨・目的に合致し、団体や事業内容が市民の生涯学習の普及及び推進に寄与する活動であるか、また、市民が必要とする公益的な市民活動への発展が見込めるか。

(2) 実効性

事業の実施手段（方法、スケジュール、事業計画など）、予算の具体性、実施体制などが実現可能なものとなっているか。

(3) 持続性

一過性の取組ではなく、翌年度以降も継続的に実施できるように計画されているか。また、広く一般市民を対象として新たな参加者の増加が見込まれているか。

8 情報公開等

補助金交付を受けた団体は、活動の成果を公開し、朝来市が推進する地域協働のまちづくりの推進に関する周知活動（広報原稿等の提供等）に協力することとします。

9 公募から補助金交付までの流れ

令和7年	5月20日(金)	応募書類受付開始
	随時	応募締切り（応募書の提出締切り） 書類審査 事業実施団体決定 事業実施
令和8年	3月下旬まで	実績報告書の提出（事業完了後随時） 補助金交付

10 申込方法

- (1) 提出方法 持参又は郵送
- (2) 提出書類 応募書（別紙1）、団体概要書（別紙2）、規約・会則、役員等名簿
- (3) 提出先及び問合せ先

〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市役所 まちづくり協働部 市民協働課
TEL 079-672-3065（直通） FAX 079-672-4041
E-mail kyodo@city.asago.lg.jp

◆生涯学習活動とは？

生涯学習とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習のことで、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

また、人々が、生涯のいつでも自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指すものとして「生涯学習社会」という言葉も用いられます。

◆市民活動とは？

市民活動とは、市民生活の向上に寄与するため、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動のことを指します。

福祉、社会教育、まちづくり、観光、農林業振興、文化芸術やスポーツ、環境保全、防災、地域安全、人権擁護、国際協力、男女共同参画、子どもの健全育成など、その活動は様々ですが、「みんなのため」の活動であることが前提となっています。